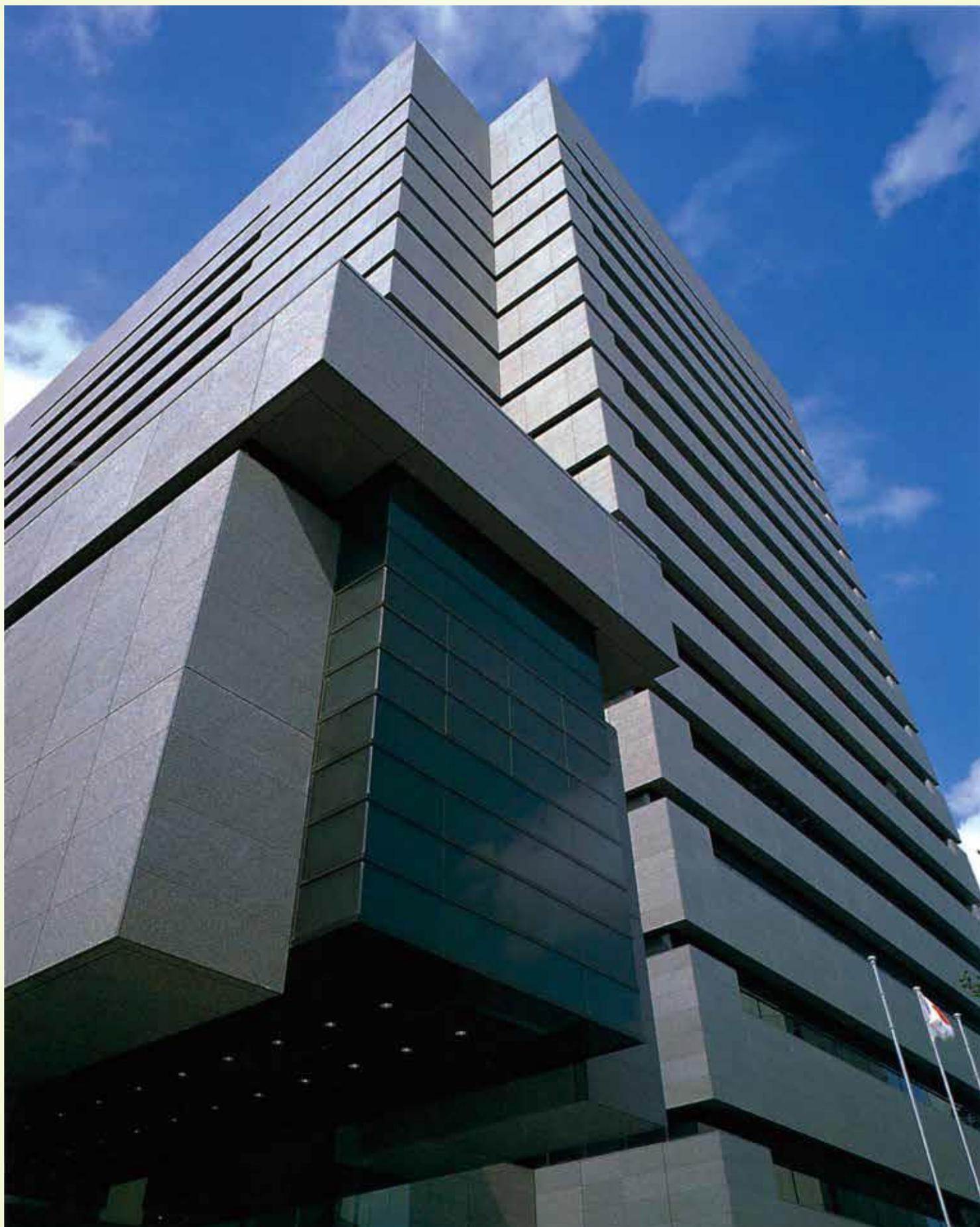


社会人経験者向け



特許庁 任期付職員(商標審査官補)採用



商標課長からのメッセージ

街中にあふれている商標

商標は、商品やサービスの顔として、他人（他者）の商品、サービスと区別するために使用されます。街中を意識して見ると、商品のパッケージ、お店の看板、デジタルサイネージ広告など、様々な商標であふれています。

商標は、特許や意匠と違い、その権利を更新することによって、登録商標として、半永久的にその権利が継続します。現在日本では約190万件の登録商標が現存し、その中には登録から100年以上経過している商標もたくさんあります。

あなたが今見ているその商標、あなたが知っているあの商標は、ひょっとしたら、100年以上の歴史と伝統のある商標かもしれません。

商標制度のあゆみ

日本の商標制度は、明治17（1884）年6月7日に「商標条例」が制定され、同時に「商標登録所」の設置によってスタートしました。今年で136年となる商標制度は、明治、大正、昭和、そして令和と、5つ目の時代を迎えることになりました。

日本の商標制度は、長い歴史の中で、時代のニーズとともに改善され、日本の経済発展に大きく貢献してきました。

例えば、商標法条約（平成8年）やマドリッド協定議定書（平成11年）など、多くの条約にも加入し、国内は勿論、外国に出願する際の手続きが改善されました。

商標の保護対象についても、ユーザーニーズに応える形で、サービスマーク（平成3年）、立体商標（平成8年）、地域団体商標（平成17年）、小売等サービスマーク（平成19年）、そして音や動きなどの新しいタイプの商標（平成26年）が追加されました。

令和2年4月からは、店舗等の外観や内装も商標として、適切に保護されることとなりました。

「商標を審査する」という仕事

特許庁に出願された商標を審査するのが商標審査官の仕事です。

令和2年、商標の出願件数は約18万件でした。商標の出願件数はここ数年増加傾向にあります。ビジネスにおける商標の重要性が益々大きくなっていることがわかります。

商標審査官は、この出願された商標について、様々な資料・データベース等を利用して事実関係を調査し、商標法の規定や審査基準に照らして、登録商標として保護すべき商標なのか、保護すべきでない商標なのかを判断していきます。

出願した商標が登録されるか否かによって、出願人のビジネスの計画にも大きな影響を与えますので、非常に責任のある仕事です。

「商標審査官」に求められるもの

商標審査官は、商標法の規定や審査基準の知識だけが求められるわけではありません。商標の審査には、高い専門知識のみならず、需要者の視点にたった考え方や、新しい商品・サービスへの関心、新しいIT用語やビジネス用語への理解など、多方面にわたる知識や興味が必要になってきます。

そして、商標は生き物です。ブランドの価値は変化しますので、その審査の結果も時代によって変わることがあります。例えば、みなさんの身の回りにも、当時は登録商標として登録されたものの、今では一般名称となってしまったものがたくさんありませんか。

商標審査官には、専門知識がある人、多方面にわたる知識や興味がある人、時代の変化に柔軟に対応できる人、いろいろな引き出しを持っている人が求められます。

商標審査官は、「商標」という専門分野をコアにして、活躍しています。

商標審査官に興味をもった方、是非、一緒に働きましょう。

特許庁審査業務部商標課長

高野 和行



特許庁の組織



特許庁の組織

特許庁は、経済産業省の外局の一つです。

特許庁には7つの「部」があり、私たち商標審査官が商標の審査を行う部署（審査室）は、「審査業務部」の中にあります。審査室は、主に担当する産業分野に従って、「化学・食品」「機械」「雑貨繊維」「産業役務・一般役務」の4つの審査室と、もう1つ、マドリッド協定議定書に基づく出願を担当する「国際商標登録出願」という審査室に分かれています。



審査室の風景

知的財産権と産業財産権

知的財産権？産業財産権？

「知的財産権」という言葉、最近よく耳にしませんか？

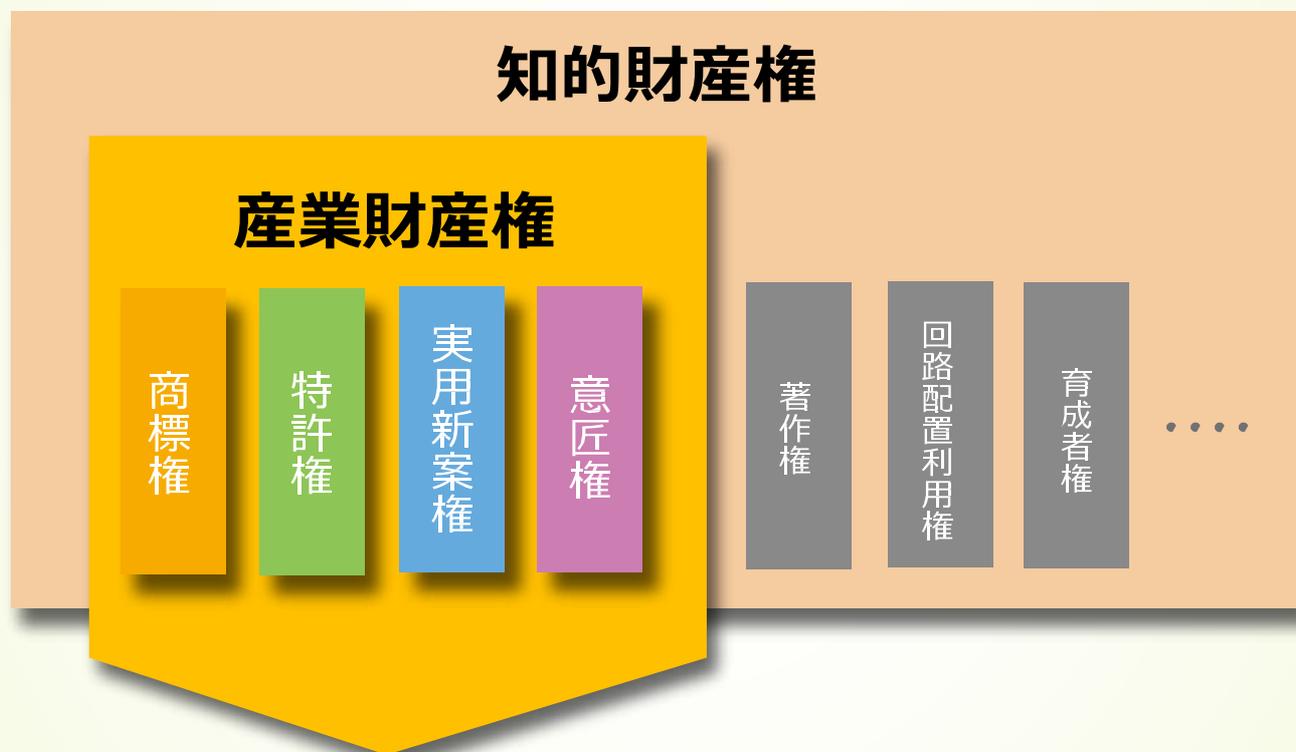
テレビや新聞等のメディアにおいて、知的財産権に関するニュースが取り上げられることが多くなるなど、近年、「知的財産権」が注目を集めています。

知的財産権とは、知的創造活動によって生み出されたものを、財産として保護する権利です。知的財産権には、例えば著作権や育成者権など、様々な権利が含まれています。

その中で、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つの権利をまとめて「産業財産権」といいます。

産業財産権制度は、発明、考案、意匠（デザイン）、商標（ブランド）を保護することにより、産業の発展に寄与することを目的としています。

この産業財産権を所管している官庁が「特許庁」です。



特許権

自然法則を利用した、新規かつ高度で産業上利用可能な発明を保護
例／長寿命、小型軽量化したリチウムイオン電池に関する発明

意匠権

独創的で美感を有する物品の形状、模様、色彩等のデザインを保護
例／携帯電話機をスマートにした形状のデザイン

実用新案権

物品の形状、構造、組合せに関する考案を保護
例／衝撃吸収のための液晶保護フィルム

商標権

商品・サービスを区別するために使用するマーク（文字、図形など）を保護
例／電話機メーカーが自社製品の信用保持のために製品などに表示するマーク

商標って何？



商標はこんなに役に立っています

商標とは、「事業者が、自分の商品（サービス）と他人の商品（サービス）とを区別するために使用するマーク」のことです。

企業などは、自社の提供する商品やサービスに商標を付けることによって、「これは“我が社”が作った商品です。」「“我が社”が提供しているサービスです。」というようにアピールすることができます。

消費者は、「昨日食べたお菓子と同じお菓子をまた買おう。」「私はこのメーカーの製品が好き。」というように、知らず知らずのうちに商標を目印に商品を選んでいきます。

また、企業などが高品質な商品に商標を付けて販売し続けた結果、「このマークの商品は品質が良いから欲しいな。」といった消費者からの信用が商標に蓄積すれば、企業などは商標をとおして“顧客を引きつける力”を獲得することができます。一方、消費者も「この商品なら安心だ。」「この会社の製品は長持ちするんだよね。」というように、商標をとおして商品の品質をイメージして商品を選ぶこともできます。

このように、数ある商品（サービス）の中から自分が購入する商品（サービス）を選択する際に、企業などと消費者との橋渡しをするもの、それこそが「商標」なのです。

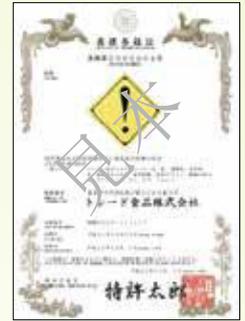
「商標」を保護することによって産業の発展に寄与し、あわせて消費者の利益を保護しているのが「商標制度」であり、これは「商標法」という法律によって定められています。

出願から登録までの流れ

「商標権」を取得するために

「商標権」を取得するためには、どのような手続きが必要なのでしょうか。

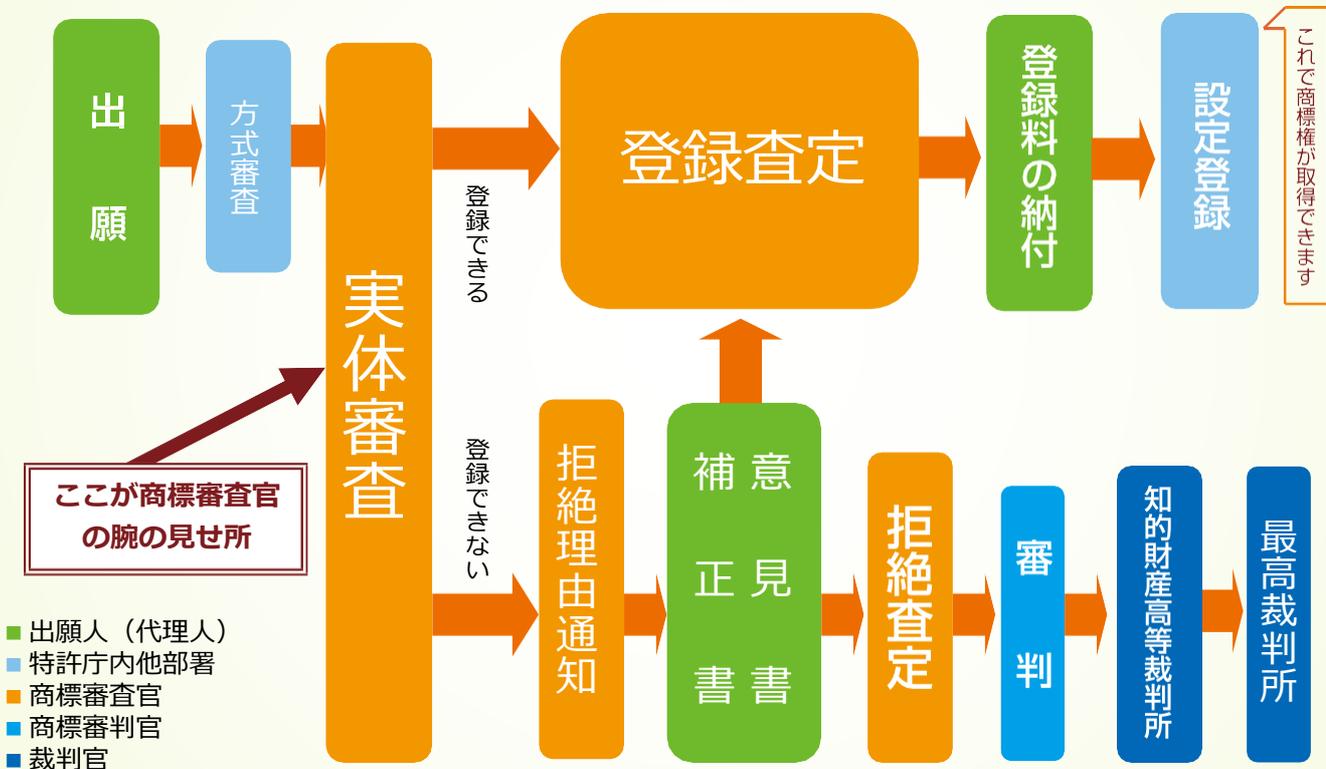
まずは、所定の様式に従って書類を作成し、特許庁に出願をします。特許庁では、「方式審査」（書式等の審査）をした後、商標権として登録すべきか否かの「実体審査」（内容の審査）を行います。この「実体審査」が私たち商標審査官の腕の見せ所です。審査の結果、登録すべきとの判断になった場合には、「登録査定」という行政処分を行います。その後、必要な登録料を支払うと、商標権を取得することができます。



商標登録証

商標権が設定されると権利者に「商標登録証」が交付されます。

「実体審査」がどのようにして行われるのかについては、次のページで！



インターネットでも出願できます

特許庁は、産業財産権に関する出願を特許庁 1 階の受付窓口や郵送により受け付けるほか、パソコンからインターネットを利用しての電子出願も受け付けています。電子出願は、世界に先駆けて、1990年12月から特許、実用新案について受付を開始しました。また、2000年1月からは意匠、商標についても受付を開始しました。



商標審査官の業務

少しでも審査を体験してみよう！

まずは出願内容をチェック！

提出された商標登録願を
確認します。

商標はなに？
指定商品はなに？
出願人はだれ？



ポイント 1

商標が商品・サービスの特徴を
表したものでないこと。

「新鮮」という商標を
商品「野菜」に登録したい
→「新鮮」は野菜の特徴



「APPLE」という商標を
商品「果実」に登録したい
→「APPLE」は果実の特徴
(種類)



ポイント 2

公益に反する商標でないこと。



提供：国連広報センター

→国旗、国際機関のマーク、
赤十字のマークなど、
公益的なマークと似ている商標

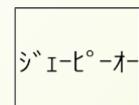


ポイント 3

他人の登録商標や
有名な商標(ブランド)と、
紛らわしくないこと。



出願された商標



他人の登録商標

→他人の登録商標と
似ているので紛らわしい



登録できる場合
登録査定

登録できない場合
拒絶査定

最終的な判断をして、
審査結果を文書にまとめます。
相手に分かりやすく、論理的な
文章を書くことが重要です。

研修制度

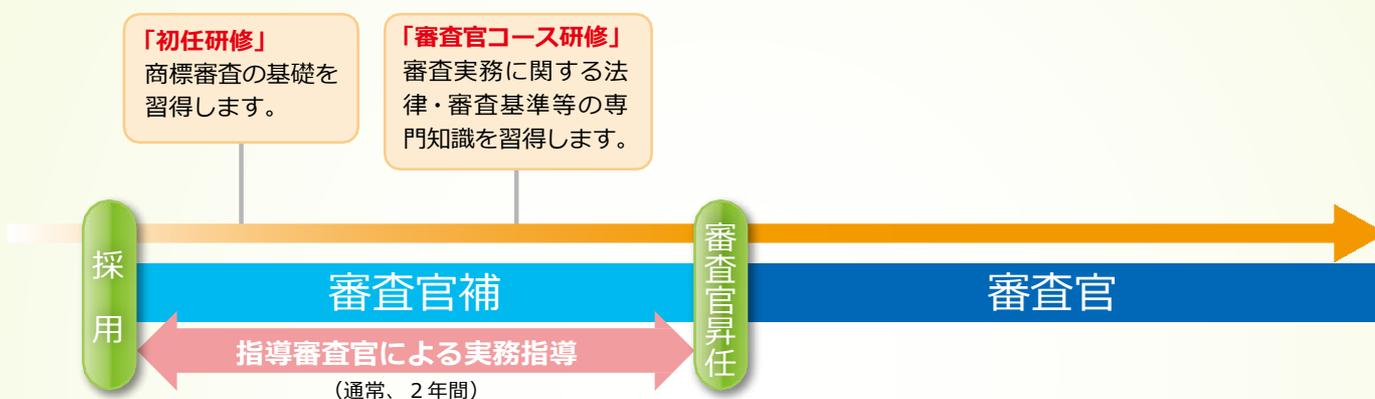
まずは「初任研修」から

特許庁に採用されると、まず「初任研修」を受講します。この3か月間の研修で商標審査の基本を学びます。その後、「審査官コース研修（前期・後期）」を受講します。

これらの研修の傍ら、審査官補として先輩の審査官の指導を受け、実際に審査の仕事を行います。審査の経験を積み、かつ、研修を修了すると、入庁から原則2年後に「審査官」に昇任します。「審査官」になると、先輩の審査官から独立し、自分の判断で審査を行います。自分で判断すると言っても、難しい案件については、同僚や先輩に気軽に相談できます。



同僚と勉強会をしている商標審査官補たち



指導審査官による実務指導

入庁後、商標審査官補の期間（原則2年）は、実務経験豊富な指導審査官による指導を受けながら審査を行います。

菊池 夏未(審査官補)

日々の審査に関して丁寧かつ確に指導していただけるので、知識を深めながら多角的な視点を養うことができます。また、福田さんにはいつも気さくに声をかけていただき、個人的な相談も親身になって聞いてくださるので、とても心強い存在です。いつか私も福田さんのような優しさと責任感に溢れた審査官になりたいと思っています。



福田 洋子(指導審査官)

審査結果が記載されている起案の内容だけでなく、その判断に至った経緯についても一緒に検討する機会を設けて指導するよう心がけています。審査官補は、指導審査官と共に様々な実務経験を積むことができます。菊池さんを含め審査官補の皆さんには、着実に経験を積み、どのような案件でも自信をもって判断ができる審査官になってもらいたいと考えています。

任期付審査官 Q&A

Q1. 任期付商標審査官の業務はどのようなものですか？

- A1. 商標の審査を行います。それは、商標登録を受けようとして提出された出願を、職権調査により把握した取引の実情などの事実を基に、法律的観点から精査し、排他的独占権である商標権を付与するか否かの判断を行うという、責任とやりがいのある重要な業務です。
- 具体的には、商標の構成（文字、図形、色、音など）を正確に把握し、「自己の商品・サービスと他人の商品・サービスとを識別することができるものであるか」、「公益に反するものではないか」、「他人の商標等と紛らわしいものではないか」など、職権での調査結果を踏まえ、登録の可否の判断を行います。判断に際しては、出願人から提出された客観的証拠や意見も十分に吟味します。

Q2. 通常の商標審査官との違いは何でしょうか？

- A2. 任期に限られている以外は、国家公務員採用試験を経た通常の商標審査官と違いはありません。

Q3. 任期付審査官の任期はいつまでですか？

- A3. 「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（任期付職員法）」に基づき、5年を超えない任期で採用されます。

Q4. 採用後の処遇はどのようなものですか？

- A4. 通常の商標審査官と同じく、専門行政職俸給表に基づく給与と各種手当が支払われます。
詳しくは、特許庁HPをご覧ください。

Q5. 弁理士資格の取得について教えてください。

- A5. 審査官昇任後、審査官として審査の事務に7年間従事した場合には、弁理士となる資格が取得できます（弁理士法第7条）。
なお、現行弁理士法では、特許庁において審査の事務に従事した期間（審査官補の期間を含む）が通算して5年以上になる者については、弁理士試験において、工業所有権に関する法令及び条約について行う試験が免除されます（弁理士法第11条）。

Q6. 募集要項はどこで入手できますか？

- A6. 特許庁HPからご確認ください。
また、受験申込書、職務経歴書、及び履歴書は、同サイトからダウンロードしたものを使用してください。

Q7. 業務内容・給与等の処遇について説明を受ける機会がありますか？

- A7. 説明会を開催する場合には、特許庁HPに情報を掲載いたします。詳しくは、特許庁HPをご覧ください。

Q8. 応募資格はどのようなものですか？

- A8. 以下の(1)及び(2)の条件を満たす方であれば、応募可能です。
- (1) 学士以上の学位を有する者
 - (2) 民間企業等、法律事務所又は特許事務所で法務一般に関する業務に従事した期間（弁護士・弁理士として業務に従事した期間、又は、修士・博士課程の履修期間（産業行政又は科学技術に関する研究に限る。）を通算することも可。）が4年以上の者
- ※詳しくは、募集要項をご覧ください。

採用に関する個別相談もお受けしています

詳しくは、特許庁 HP をご覧ください。

〈お問い合わせ〉

審査業務部商標課任期付職員採用担当

Tel 03-3581-1101 (内) 2812

Tel 03-3580-6864 (直通)

E-MAIL PA1400@jpo.go.jp

表紙の写真は、特許庁庁舎（平成元年完成）



六本木仮庁舎

(商標課・商標審査部門ほか)

東京都港区六本木3-2-1
住友不動産六本木グランドタワー18階~20階

- 南北線「六本木一丁目駅」西改札直結
- 日比谷線・大江戸線「六本木駅」5番出口
- 銀座線・南北線「溜池山王駅」13番出口
- 丸の内線「国会議事堂駅」13番出口
- 日比谷線「神谷町駅」2番出口

霞が関本庁舎

(秘書課ほか)

東京都千代田区霞が関3-4-3

- 丸の内線・千代田線・日比谷線「霞ヶ関駅」A13番出口
- 丸の内線・千代田線「国会議事堂前駅」3番出口
- 銀座線「虎ノ門駅」5番出口
- 南北線・銀座線「溜池山王駅」8番出口

経済産業省特許庁

<https://www.jpo.go.jp/index.html>

〒100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

総務部秘書課任用班 Tel 03 - 3581 - 1101 (内) 2016

審査業務部商標課 Tel 03 - 3581 - 1101 (内) 2812

(採用HP) <https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/other/ninkitsuki-shohyo/index.html>

